

上士幌町告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

令和5年12月18日

上士幌町長 竹 中 貢

第1 資格の種類

令和6年度において町が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（令和5年度及び令和6年度における競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年上士幌町告示第75号の規定に基づく資格）を有する者を除く。）に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該右欄に定めるものとする。ただし、土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事の資格にあつては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまでの等級に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類
土木工事の請負契約	土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事
管工事の請負契約	管工事
水道施設工事の請負契約	水道施設工事
塗装工事の請負契約	塗装工事
とび・土工・コンクリート工事の請負契約	とび・土工工事
造園工事の請負契約	造園工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成
測定の委託契約	測定
道路清掃の委託業務	道路清掃

種類 等級	土木工事	舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	水道施設工事
A	5,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上
B	5,000万円未満 2,000万円以上	6,000万円未満 3,500万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上	5,000万円未満 2,000万円以上
C	2,000万円未満 500万円以上	3,500万円未満	2,000万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上
D	500万円未満		500万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満

※等級毎の工事予定価格は改める場合がある。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、道税及び町税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、水道施設工事、塗装工事、とび・土工工事、造園工事及び機械器具設置工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 令和6年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
土木工事	土木工事業、石工事業又はしゅんせつ工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業

建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
水道施設工事	水道施設工事業
塗装工事	塗装工事業
とび・土工工事	とび・土工工事業
造園工事	造園工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日（その日が令和6年4月1日前である場合は、令和6年4月1日）の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の総合評定値の通知を受けていること。
- (ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。
- (ア) 客観的審査事項
平成6年建設省告示第1461号に定める項目
- (イ) 主観的審査事項
工事施行成績
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃
ア及びイのいずれにも該当すること。
ア 令和6年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
イ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- (3) 建築物の設計
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
イ 令和6年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
ウ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- (4) 測量

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和6年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和5年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和6年1月25日から同年2月27日まで

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請の方法

資格審査の申請は、総務課の指示により作成した申請書類を総務課に提出することにより行わなければならない。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた日（その日が令和6年4月1日前である場合は、令和6年4月1日）から令和7年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、水道施設工事、塗装工事、とび・土工工事、造園工事又は機械器具設置工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、総務課の指示により作成した申請書類を総務課に提出しなければならない。